

男性育児休業取得^や 長時間労働対策^に

取り組む企業を
埼玉県が応援
します



県が
アドバイザーを派遣し、
取組をサポート!

取組企業は
県がモデルとして
広く発信!

男性の育児休業等取得促進

- ✓ 1か月以上取得 ▶▶ 奨励金50万円
- ✓ 10日以上取得 ▶▶ 奨励金30万円



長時間労働の是正

✓ 奨励金30万円



SAITAMA

この事業は男女ともに仕事と生活が両立できる職場環境づくりを
推進するモデル企業に対しアドバイザーを派遣し奨励金の支給を行う事業です。



取組ごとの成果目標

男性の育児休業等取得促進

1か月以上取得 ▶▶ 奨励金 50万円

男性が連続1か月以上(週休日等を含む)の育児休業等を取得するとともに利用拡大に向けた社内研修を実施

※過去3年以内に連続1か月以上の育児休業等を取得した従業員がいない企業が対象となります。

申込期限 令和3年12月末日まで ※参加の申込みは、原則として育児休業等開始日が属する前々月末までに行う必要があります。

10日以上取得 ▶▶ 奨励金 30万円

男性が連続10日以上取得(週休日等を除く)の育児休業等を取得するとともに利用拡大に向けた社内研修を実施

※過去3年以内に連続10日以上育児休業等を取得した従業員がいない企業が対象となります。

長時間労働の是正

奨励金 30万円

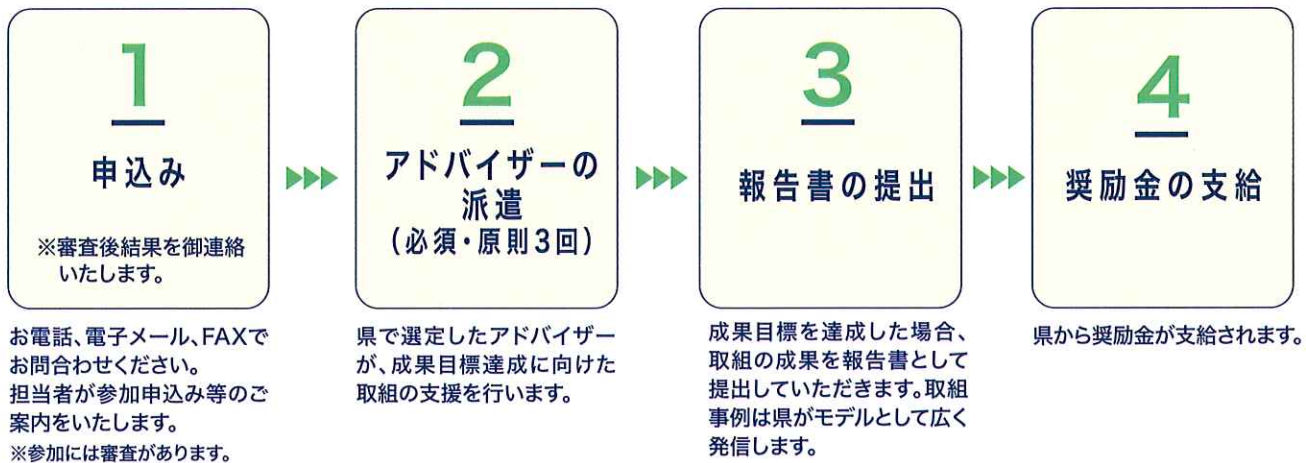
1月末日までの期間に3か月間の取組期間を設定し、以下の①～③を実施

- ①平均所定外労働(従業員一人当たり)を過去2年比で15時間以上削減
- ②各月45時間を超える所定外労働を行っている従業員がいない
- ③36協定において延長することができる労働時間の上限が年360時間以内

申込期限 令和3年9月末日まで



事業の流れ



問合せ先

一般社団法人埼玉県中小企業診断協会 働き方改革事務局

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-3-21 三協ビル5F

☎048-762-3391 ✉work-style-reform@sai-smeca.org

対象企業

- 県が行う広報・啓発活動に協力できること
- 埼玉県内に事業所を有すること
- 雇用保険適用事業所であること
- 暴力団員及び暴力団関係者と密接な関係を有していないこと
- 労働関係法令の規定を順守していること

※其他のご質問やご相談は、お電話や電子メールでお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。

※応募状況によって、申込期限前に応募を締め切る場合があります。

埼玉県産業労働部多様な働き方推進課 働き方改革・テレワーク推進担当

☎048-830-3960 URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/womenomics/torikumi/review/index.html>



SAITAMA SMECA

この事業は埼玉県の委託により一般社団法人埼玉県中小企業診断協会が運営しています。